

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和 ○ 年度）①

② 令和 ○ 年 △ 月 ◇ 日

船橋市長 殿

報告者 住所 333-3333 千葉県船橋市○×1-2-3
氏名 △△株式会社 代表取締役社長 船橋 太郎 ③
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号 047-123-4567

④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和△年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		⑤ 株式会社□□船橋工場				業種	⑥ 食品製造業		
事業場の所在地		333-3333 千葉県船橋市○×1-2-3		電話番号		047-123-4567			
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	⑦ 廃プラスチック類	⑧ 500	50	⑨ 012345	○×運輸(株)	261-0001 ○○県○市○25	034567	○×施設(株)	⑪
2	⑫ 動植物性残さ	500	50	045678	△×陸運(株)	261-0001 ○○県○市○26			
2				056789	(株)××	330-0081 埼玉県×市○123	078901	(株)△△	⑭

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。 (日本産業規格 A列4番)

- ① 報告する年度（マニフェストを交付した翌年度）を入力してください。 例：令和5年度中に交付したマニフェストの報告であれば、令和6年度と入力。
- ② 届出年月日を入力してください（毎年6月30日が届出期限です。）
- ③ 押印は不要です。
- ④ マニフェストを交付した年度を入力してください。
- ⑤ 事業場の名称を入力してください。
建設工事等、短期間の現場が複数ある場合は「船橋市内管轄工事」とまとめて入力してください。所在地は「船橋市管轄区域内」と入力してください。
(但し、船橋市以外の現場についてはまとめず、それぞれの自治体に別途提出してください。)
- ⑥ 日本標準産業分類の中分類の名称を入力してください。下記統計局アドレスでご確認ください。
<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/l9index.htm>
- ⑦ 産業廃棄物の種類については、廃棄物処理法及び同法施行令に準拠し、その種類を入力してください。 例：燃え殻、汚泥、廃油、金属くず 等
同じ種類であっても、処理業者が異なる場合はそれぞれ分けて入力してください。
ただし、やむを得ず複数の種類の産業廃棄物が混合している場合は、混合廃棄物として取り扱い内訳を入力してください。
例：建設混合廃棄物、混合廃棄物（木くず、金属くず）、廃電気機械器具 等
- ⑧ 単位をトンで入力してください。m³やℓで把握している場合は、トン換算表を参考にしトンに換算して入力してください。
- ⑨ 産業廃棄物収集運搬業許可証に記載されている下6桁の番号を入力してください。
- ⑩ マニフェストの「運搬先の事業場（処分業者の処理施設）」の「所在地」を入力してください。
- ⑪ 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じ場合は入力不要です。（基本的には空欄です。）
- ⑫ 積替え保管場を経由する場合は同じ番号にしてください。
- ⑬ 積替え保管場を経由する場合は、上段に積替え保管場所を入力してください。
- ⑭ 区間委託した場合には、別行に入力してください。